

千葉市有料老人ホーム立入検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第13項の規定に基づき、本市が実施する有料老人ホームの立入検査に関して必要な事項を定め、もって有料老人ホームの適正な運営及び充実した介護体制の確保を図ることを目的とする。

(立入検査の種類)

第2条 立入検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般検査 有料老人ホーム（法第29条第1項の規定に基づく届出を行っているものに限る。）に対し、第4条に規定する実施計画に基づいて行うもの
- (2) 特別検査 有料老人ホーム（法第29条第1項の規定に基づく届出を行っていないものを含む。）に対し、次のいずれかに該当するときに行うもの
 - ア 法第29条第6項から第11項までの規定に違反しているおそれがあると認めるとき。
 - イ 入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたおそれがあると認めるとき。
 - ウ その他入居者の保護のため必要があると認めるとき。
 - エ その他市長が必要と認めるとき。

(立入検査の形態)

第3条 立入検査は、対象となる有料老人ホーム及びその介護等受託者の事務所等（第6条において「有料老人ホーム等」という。）に立ち入り、法その他の法令及びこれらの法令による通知に基づき、設備、帳簿書類その他の物件を検査する。この場合において、必要と認めるときは、国、千葉県と合同で立入検査を行うものとする。

(実施計画)

第4条 市長は、毎年度当初に一般検査の実施計画を作成するものとする。

- 2 前項の計画を作成するにあたっては、施設の実情、過去の検査結果の問題点等を勘案して、効率的な検査ができるよう配慮するものとする。

(立入検査の班)

第5条 立入検査は、原則として2人以上の者により実施するものとし、必要に応じて関係課の職員が同行して行うものとする。

(実施通知)

第6条 立入検査対象となる有料老人ホーム等を決定したときは、あらかじめ立入検査の日時、職員の氏名その他必要な事項を文書により通知する。ただし、これにより難い事情があるときは、この限りではない。

2 立入検査の対象となった有料老人ホームには、別に定める有料老人ホーム立入検査事前提出資料及び当日準備資料について併せて依頼するものとする。

(講評)

第7条 職員は、立入検査の終了後、有料老人ホームに対して講評を行うものとする。

(復命)

第8条 職員は、帰庁後速やかに、確認を行った内容について復命を行うものとする。

(結果通知)

第9条 市長は、立入検査の結果について、有料老人ホームに対し、文書により通知するものとする。なお、通知に際しては、期限を付して文書による改善報告を要する事項と次回立入検査時に改善状況を確認する事項を併せて通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの立入検査に関し必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。